被扶養対象者状況調査書(現況届)

(被扶養者届及び被扶養者申請書附属調書)

※押印不要の為、下記確認欄に☑が必要です。

記入例

被保険者の	記号	1234	氏名	健保 太郎	住所	東京都千代田区●－●－●			
	番号	56789							
被扶養者の認定を受ける者の	氏名	健保 花子	性別	男・女	生年月日	昭・平・令 46・12・30	被保険者との続柄	妻	住所 被保険者と同じ

扶養の理由

1. 扶養するまでの経過 (申請するまでの「被扶養者の認定を受ける者」の状態を詳しく)

例)●△株式会社東京都中央区△－△ 令和2年7月31日退職(平成30年4月1日～令和2年7月31日勤務)
例)専業主婦のため、前◇◇健康保険組合にて扶養していた

1～3には、状況に応じて、詳細をご記入ください。

2. 被保険者が扶養しなければならない理由 (参考)障害等で就労できない場合もこちらに状況を詳しく記入

例)収入がないため　例)パートにて収入が少ないため　例)〇〇障害により働けないため

3. 「被扶養者の認定を受ける者」が親や兄弟姉妹の場合、被保険者以外に扶養義務のあるものがいないか (参考)「注意事項3」確認。妻・子の場合は記入不要

例)母親の場合・・・主に、父親や、被保険者の他の兄弟の所在について
例)父親の場合・・・主に、被保険者の他の兄弟の所在について

収入の有無

4. 今年の収入について → 有の場合、詳細を記入
☐ 有 ① 1月～現在ま
② 今後の収 円

5. 営んで得る 詳細を記入
☐ 営
☑ 無 営

6. そ 細を記入
☐ 有 円
☑ 無 ② 円
③ 円

7. 年金、恩 細を記入
☐ 有 ①
☑ 無 ②

8. 失業保険金に 細を記入
☑ 受給申請はいたし
☐ 有 ① 支給
☐ 予定 ② 支給
③ 受給

9. 生活保護法の扶 細を記入
☐ 有 ① 生活
☑ 無 ② 医療 円

※別居の方のみ

10. 同居していない
別居の場合は
10～12詳細記入

11. 別居先にはどな 柄で表示
☐ 被扶養者の
☐ 夫

12. 送金状況につい ずれか☑
① 被扶養者の認定
② 送金方法

確認欄 ☑

この届
①申請
②記載内

※申請前に、扶養要件を確認してください。

主として被保険者の収入によって生活していることが必要です。
扶養の程度の基準としては、「被扶養者となる人の年間収入が130万円(60歳以上または障害者は180万円)未満で、かつ、被保険者の収入の2分の1未満であることとされています。
※別居の場合は、「130万円(180万円)未満で、かつ、送金額より対象認定者の収入が少ないこと。」

●75歳以上の高齢者は後期高齢者医療制度の被保険者となりますので、健康保険の被扶養者にはなれません。

≪注意事項≫
●書類はすべて揃ってから提出してください。未揃いの場合は一度返却させていただきます。
●中学卒業後以降(無職・浪人中・収入のあるお子様等含む)の場合は、本紙必須。
●夫→妻、妻→夫への「扶養異動」の際は、全年齢の提出が必要です。
●一度に複数名の扶養認定をされる場合は、人数分本紙を記入してください。
●出生時や学生(中学生以下)のお子様の扶養認定申請時には、本紙は不要です。

【扶養の理由について】
●扶養申請の理由・状況がわかるように詳しく記入して下さい。
●奥様を扶養認定として申請時するは、奥様について詳しく記入して下さい。
●障害等がある場合は、医師の診断書(原紙)や手帳の写しなど公的証明書が必要となります。

【収入の有無について】
●必ず全項目記入(☑)して下さい。
収入のない項目については「無」を選択していただければ詳細の記入不要です。
収入のある項目については「有」を選択して、詳細を記入して下さい。
●雇用保険(失業給付)受給予定者は、雇用保険受給資格者証の両面の写しが必要となります。
※日額が3,612円以上の方は年間収入が130万円以上とみなし、扶養認定はできません。
(60歳以上または障害者は5,000円以上で180万円以上とみなします)
●雇用保険(失業給付)を受給しない方、または受給資格がない方は、
「受給申請はいたしません」を選択してください。

【重要】
必ず☑をお願いします。
押印に変わる重要事項となります。

(注意事項)
◎必ずすべて記
◎続柄には、 詳しく記入してください。 ★添付書類は裏面(次頁)参照
(1.について)勤 年数(年 月から 年 月まで)を、商業・農業に従事していた者は、従事しなくなった事情を記入
(2.について)障
(3.について)例 兄・姉がいて、被保険者と複数人で月々の生活費を出しあっているようなときはその状況や援助金額等を詳しく記入
(4.について)1月から現在までの収入については、会社勤務の実績のある者は当該期間の給与明細または源泉徴収票等を添付

事業主証明欄

上記の通り、相違ないことを証明します。
(〒 －) 令和 年 月 日提出

事業所所在地	
事業所名称	※事業主記載欄のため、被保険者記入不要です。
事業主氏名	
電話番号	TEL ( )

【訂正方法】
●訂正の際は、訂正箇所を二重線で抹消し、正しい内容と被保険者(または事業主担当者や証明者)の氏名(サイン)を記入してください。
例 : ~~あいうえお~~ かきくけこ(健保太郎)

被扶養者認定申請時必要添付書類

対　　象　　者（健康保険法第3条第7項／昭和52年4月6日保発第9号・庁保発第9号）		備　　考
被扶養者の範囲	被保険者と同一世帯でなくても良い人 ・配偶者 ・子（※1）、孫、兄弟姉妹 ・父母、祖父母などの直系尊属	被保険者と同一世帯が条件の人（※2） ・義父母 ・他の三親等以内の親族	※1.子を扶養する場合で、当組合の被扶養者でない配偶者に収入がある場合は、「夫婦共同扶養」に該当のため、別途調査が必要となります。 表下段の「夫婦共同扶養」を参考に、配偶者の収入のわかるものを添付してください。 ※2.もともと被保険者と同居しており、その後被保険者が単身赴任となった場合は同一世帯とみなす
収入要件	対象者の年間収入が130万円（60歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者は180万円）未満で、被保険者の収入の2分の1未満であること ※別居の場合は、対象者の年間収入が130万円（60歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者は180万円）未満で、その額が被保険者からの仕送額より少ないこと	

下記の添付書類等の他、個々の事由により健康保険組合が必要と認めた証明書等を別途提出いただくことがあります。

※必要添付書類は「事業主経由」にてすべて揃った状態で、原則事実発生日より5日以内に提出してください。（健康保険法施行規則第38条）

※健保組合が提出を求める必要添付書類の提出がない場合は、被扶養者資格申請が無効・取り消しとなります。（健康保険法施行規則第50条）

★この表の見方★　①必ず提出する書類（全年齢）　➡　②収入について該当箇所を確認（中学卒業後の15歳以上）　➡　③状況に応じて該当箇所を確認（全年齢）

			必　要　書　類	備　　考	書類の入手先
①必須	全員（全年齢）	●必ず提出する書類	①健康保険被扶養者（異動）届	※所定用紙	当健保組合HPまたは勤務先
			②被扶養対象者状況調査書（現況届）	※所定用紙 ※満15歳以下（中学校卒業まで）は不要	当健保組合HPまたは勤務先
			③住民票（原紙）※コピー不可	※世帯全員（省略なしで続柄記載の全員分） ※直近3か月以内発行のもの（マイナンバーあり）	市区町村等 ※コンビニ等（マイナンバーカード利用）
			④所得証明書（原本）または、課税・非課税証明書（原本）	※直近3か月以内発行で、金額等省略のないもの ※満15歳以下（中学校卒業まで）は不要	市区町村等
②収入 ※15歳以上とは中学卒業後	15歳以上・収入なし	◇高校・大学・各種学校・予備校生	・在学証明書（原本） または、学生証（写し）	※在学証明書は直近3か月以内発行のもの ※学生証は当年度発行または有効期限がわかるもの	学校など
		◇無職・無収入 ※無職・宅浪等、病気療養以外の方	①所得証明書（原本）または、課税・非課税証明書（原本） ②健康保険資格喪失証明書（原本）	※直近3か月以内発行で、金額等省略のないもの ※前職を退職した場合	市区町村等 退職した会社または健保組合
		◇前職退職による雇用保険関連 ・受給する意志あり	・雇用保険受給者資格証（写し・両面）	＊60歳以上、障害者の方で5,000円以上は認定不可 ※日額が3,612円以上の場合は認定できません。	ハローワーク
		・受給終了した	・雇用保険受給者資格証（写し・両面）	※受給（支給）終了の記載のあるもの	ハローワーク
		・受給しない ・受給資格なし 雇用保険受給有無に関わらず、「離職票写し」は不要です。	・退職証明書（原本） または、健康保険資格喪失証明書（原本）		退職した会社 退職した会社または健保組合
		・延長している	・雇用保険受給延長申請書（控え・写し）	※受給延長していることがわかるもの	ハローワーク
	15歳以上・収入あり	◆勤労収入がある方 （パート・アルバイト含む） ※①で今年度の収入確認。②で前年度の収入確認	①給与明細書（写し） または、給与支払証明書（原本） ②所得証明書（原本）または、課税・非課税証明書（原本）	※連続した直近3か月分で、対象者氏名・社名・金額がわかるもの ※勤務先発行の「給与支払証明書」は社印が押印されたもの ※直近3か月以内発行で、金額等省略のないもの	勤務先 市区町村等
		◆健康保険関連 ・「傷病手当金」または「出産手当金」	・支給決定通知書等（写し）	＊60歳以上、障害者の方で5,000円以上は認定不可 ※日額が3,612円以上の場合は認定できません。	健康保険組合または勤務先
		◆前職退職による雇用保険関連 ・受給中　「離職票写し」は不要です。	・雇用保険受給者資格証（写し・両面）	＊60歳以上、障害者の方で5,000円以上は認定不可 ※日額が3,612円以上の場合は認定できません。	ハローワーク
		◆自営業者 （個人事業主・不動産管理者・農業等）	・確定申告書（写し）	※税務署提出の一式すべて ※従業員を雇って給料賃金を支払っている自営業者の方は認定できません。	税務署
		◆年金受給者 （国民・厚生・共済・基金・遺族・障害・企業・個人・恩給等すべての年金）	①所得証明書（原本）または、課税・非課税証明書（原本） ②年金改定通知書（写し） または、振込通知書（写し）	※直近3か月以内発行で、金額等省略のないもの ※毎年6月に発送される直近のもの ※紛失の場合は再交付可能	市区町村等 年金事務所
		◆利子・配当・その他収入	・最新の支払通知書（写し）	※関係書類一式（ただし、一括による臨時収入の場合は不要）	関係先
③状況 ※扶養対象者の状況に合わせて全てご準備ください。	全員（全年齢）	結婚による申請	・婚姻日が確認できる書類（原本） （受理証明書・戸籍全部事項証明書等コピー不可）	※直近3か月以内発行のもの	市区町村等
		出生による申請	・母子手帳（写し）	※住民票が間に合わない場合のみ対応とし、後日住民票（原紙）提出が必須	関係機関
		ひとり親による申請	・生計維持関係の確認書（原本）	※当健保組合記入見本あり	当健保組合
		収入増等による扶養異動の方の申請 ※夫→妻	①被扶養対象者状況調査書（現況届）	※所定用紙にて未就学児も含め全年齢提出	当健保組合HPまたは勤務先
		※妻→夫	②被扶養者削除証明書（写し） ③夫と妻の収入を証明する書類	※「夫婦共同扶養」参考に、夫と妻の2人分	勤務先または健康保険組合 関係機関
		被保険者と別居している人の申請 ※単身赴任・学生の場合は不要	・直近3か月以上の送金証明書類（写し） 「送金者名・受取人名・送金日・送金額」がわかるもの	※通帳の写しの場合は該当箇所以外黒塗り可 ※「被保険者の仕送り額＞別居被扶養者の収入」であることを証明	金融機関等
		被保険者以外に扶養義務者がいる場合 ※「母」「兄弟姉妹」「祖父母」等の申請	・扶養義務者の収入を証明する書類	※「夫婦共同扶養」または「優先扶養義務」参考	関係機関
		障害者の方の申請	・障害者手帳／療育手帳等（写し）	※手帳名・対象者氏名・有効期限等わかるページすべて ※年金受給中の方は、◆年金受給者の必要書類も必須	市区町村等
		病気療養中の方の申請	・医師等による証明書（原本）	※診断書等働くことができない直近の証明	医師等
		ワーキングホリデーの方の申請	①休学届（写し） ②ビザ（写し）	※休学届で「学生」であることを確認 ※ビザで就労のための渡航でないことを確認	学校など 関係機関
		外国籍の方の申請 ※更新の都度提出が必要です。	・在留カード（写し）	※有効期限内のもの ※有効期限が切れた場合は更新後のもの	関係機関
		事業を廃業した方の申請	・事業廃業届（写し）	※税務署提出の一式すべて	税務署

夫婦共同扶養

※「夫婦共同扶養」の場合の追加提出書類　（<u>当組合の被扶養者でない配偶者がいる場合</u>）

①前年度所得証明書（原本）または、課税・非課税証明書（原本）　※直近3か月以内発行で、金額等省略のないもの

②当年度給与明細書の写し　（連続した直近3か月分）

③賞与明細書の写し　（直近支給分）　※賞与がない場合は、②の余白にその旨記入してください。

（注意）②③は事業主による「給与支払（予定）証明書」（原本・社印あり）の提出でも可

【考え方】
夫婦共働きの場合は、原則年間収入の多い方の扶養となる。
ただし、夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の1割以内である場合、届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とする。

優先扶養義務

※「優先扶養義務」の場合の追加提出書類　（<u>被保険者以外に優先扶養義務のある方がいないか確認が必要</u>）

「夫婦共同扶養」の①+②+③　（該当者分　以下、Aの場合は「父」の分）

④世帯全員分の戸籍全部事項証明書（原紙）または住民票（原紙）　※直近3か月以内発行のもの／コピー不可

【優先扶養義務者の例】

A. 認定対象者が「母」の場合は、その配偶者である「父」

B. 認定対象者が「兄弟姉妹」の場合は、親である「両親」

C. 認定対象者が「祖父母」の場合は、子である「両親」

配偶者の所在確認のための「戸籍全部事項証明書（旧戸籍謄本）」は、死亡者・離婚歴等すべて掲載のあるものに限ります。

【考え方】
被保険者が「母」を扶養申請する場合は、
「父」が「母」の優先扶養義務者となるため、謄本や収入関係書類によって「父」の状況確認。その後④にてその他家族の状況を確認し、被保険者が扶養する必要があるかどうかを総合的に判断する。

【問い合わせ先】提出書類の事前確認など、健保組合への問い合わせはメールにてお願いします。（メールへの個人情報の添付不可）　DM三井製糖グループ健康保険組合　kenpo@msdm-hd.com

【書類提出先】すべて事業主経由にて健保組合に提出となります。　※任意継続被保険者のみ、健保組合へ郵送してください。